

# 第2次笠間市男女共同参画計画（案）【概要版】

## （平成25年度～平成29年度）

### 1. 計画策定の背景・趣旨

国では、男女共同参画社会の形成の促進を目的として、平成11年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定、平成22年12月に閣議決定された第3次男女共同参画基本計画に基づき、総合的かつ計画的な施策の推進を図っています。茨城県では、平成13年3月、男女共同参画の推進に向けて行政、県民、事業者が一体として取り組むことを明示した「茨城県男女共同参画推進条例」を制定、平成23年3月に策定をした茨城県男女共同参画基本計画（第2次）に基づき、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みが進められています。

笠間市では、平成18年に「笠間市男女共同参画推進条例」を制定し、この条例に基づき平成20年3月に「笠間市男女共同参画計画」を策定し、男性も女性も暮らしやすい社会の実現を目指すため、5つの基本理念に基づき、様々な取り組みを進めてまいりました。しかし、現計画の計画期間が平成24年度で終了することから、今後の笠間市における男女共同参画社会の形成に向けて取り組むべき施策の方向を明らかにし、計画的に推進するために、平成25年度から29年度を計画期間とする、第2次笠間市男女共同参画計画を策定するものです。

### 2. 計画の基本理念

#### **（1）男女の人権の尊重と平等の確保**

男女の差別をなくし、一人ひとりの能力を発揮できる機会を確保するとともに、お互いの人権を尊重しながら、生涯にわたる健康と権利を確保することが重要です。

#### **（2）男女が自立した個人として多様な生き方を選択できる社会づくり**

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が自立した個人としてさまざまな活動や生き方ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考えることが求められています。

#### **（3）男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会の確保**

男女が、社会の対等な構成員として、あらゆる分野における意思決定の場に、平等な立場で共同して参画する機会を確保することが重要です。

#### **（4）家庭生活における役割の共有と職場・地域活動との両立支援**

家族を構成する男女が、家庭の重要性を認識し、相互の協力と社会の支援のもと、家族としての役割を果たしながら、仕事や地域活動等が両立できる仕組みづくりが求められています。

#### **（5）国際的協調のもとにおける男女共同参画の推進**

男女共同参画づくりのために、国際社会におけるさまざまな取組みを考慮し、連携・協力しながら推進することが求められています。

### 3. 笠間市が目指す将来の姿

#### 【みんなで築く充実した家庭】

- 一人ひとりが、お互いを尊重し合い、「家族の絆」を大切にしています。
- 固定的な役割分担意識が解消しています。
- 仕事と生活のバランスをとり、家族が協力して子育てや介護などを行っています。

#### 【男女で共に支える職場】

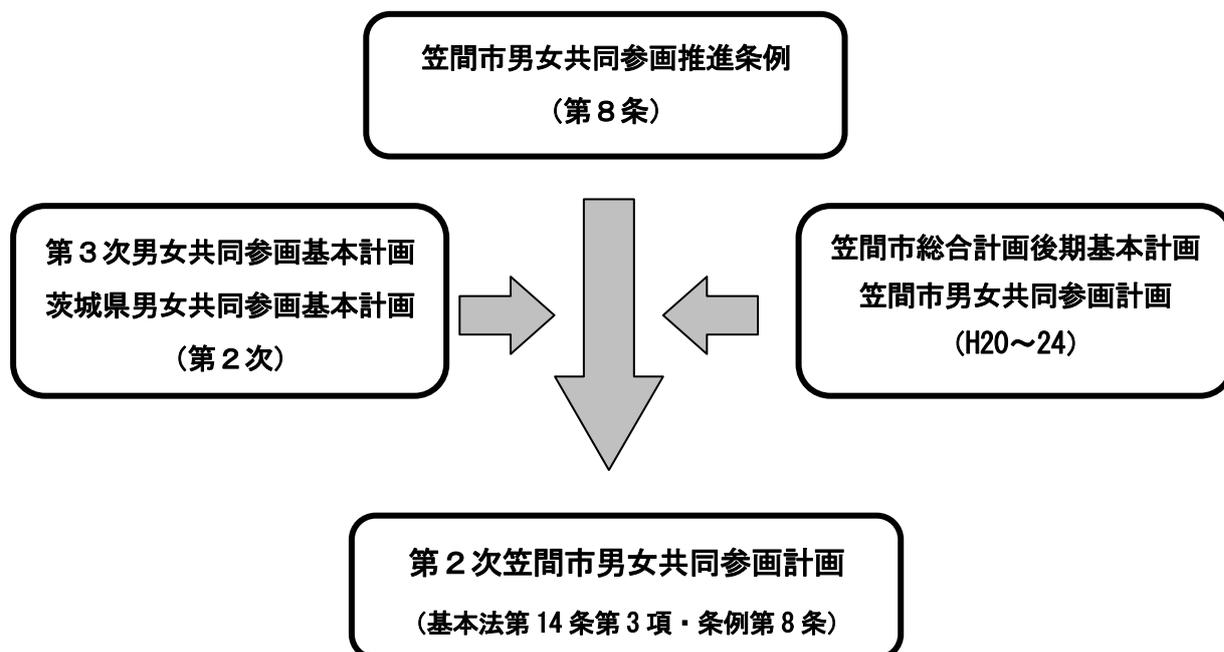
- 不当な差別や人権侵害がなく、一人ひとりの個性や能力が発揮されています。
- 女性が政策・方針決定過程に参画する機会が保障され、男性も女性も多様な人材が活躍しています。
- 仕事と生活のバランスに配慮した職場環境が確保されています。

#### 【交流や活動の盛んな活気ある地域社会】

- 男女が主体的に地域活動に参加し、ともに協力し合っています。
- 多様な人たちの交流が盛んに行われ、お互いの個性を認め合い、尊重し合っています。
- 芸術・文化活動が盛んに行われ、男女がともに、創造性豊かな地域社会をつくっています。

### 4. 計画の位置づけ

本計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項における「市町村男女共同参画計画」及び笠間市男女共同参画推進条例第 8 条に基づく「基本計画」に位置付けられるもので、国の「第 3 次男女共同参画基本計画」及び「茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）」の方向性、笠間市の現計画に基づき取り組んできた施策の課題を踏まえるとともに、「笠間市総合計画後期基本計画」を上位計画とした個別計画です。



## 5. 計画期間

本計画は、平成 25 年度（2013 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 5 カ年を計画期間とします。

H23 (2011)	H24 (2012)	H25 (2013)	H26 (2014)	H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	H32 (2020)
国：第 3 次男女共同参画基本計画（長期的な施策の方向）									
国：第 3 次男女共同参画基本計画（具体的施策）									
茨城県男女共同参画基本計画（第 2 次）									
笠間市総合計画後期基本計画									
第 2 次笠間市男女共同参画計画									

## 6. 基本目標

男女共同参画社会の実現に向けた課題を踏まえつつ、笠間市が目指す将来の姿を具現化していくために、以下の 3 つの基本目標を設定します。

### 【基本目標 1】男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けて、固定的な役割分担意識の解消や男女間における暴力の根絶、「性と生殖の健康・権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）」に配慮した生涯を通じた女性の健康支援など、男女の人権が尊重される社会の実現に向けた取り組みを推進します。

### 【基本目標 2】あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり

男女が社会のあらゆる分野において責任を持って共にかかわり、意見や考え方を反映できるようにするため、政策・方針決定過程の場への女性の更なる参画の推進、女性のための施策として捉えられがちな男女共同参画の男性への意識啓発、子どもの頃から男女共同参画の理解促進、男女共同参画の視点を持って地域の様々な課題を解決するための取り組みを推進します。

### 【基本目標 3】男女が共に働きやすい環境づくり

男女が共に働きやすい環境づくりを目指して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進、女性の就業継続や再就職の支援など、働きたい人が性別にかかわらずその能力を発揮できる社会づくりへの取り組みを推進します。

## 7. 重点的に推進する視点

男女共同参画の現状にみる課題を踏まえ、今回の計画において改めて推進しなければならない視点を次のとおりとします。

### (1) 女性の更なる社会への参加促進

多様性に富んだ活力ある社会を作るため、多様な人材の活用や視点の導入、新たな発想の取入れなど、政策・方針決定の場をはじめとして、あらゆる分野への女性の更なる参画を進めます。

### (2) 男性にとっての男女共同参画の推進

男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会は、男性がより暮らしやすくなる社会でもあります。男性の固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、長時間労働などの働き方を見直すことにより、男性の地域生活や家庭生活への参画を進めます。

### (3) 子どもにとっての男女共同参画の理解促進

次代を担う子どもたちを個性と能力が発揮できるように育てるため、子どもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取り組みを進めます。

### (4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

男女が仕事や家庭、地域活動、自己啓発など、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択できるようワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みを進めます。

## 8. 計画の体系

基本目標	施策
1 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	1 男女共同参画の意識啓発
	2 男女間におけるあらゆる暴力の根絶
	3 女性の健康支援
2 あらゆる分野において男女が協力し合う社会づくり	1 政策・方針決定過程への女性の参画
	2 男性にとっての男女共同参画
	3 子どもにとっての男女共同参画
	4 地域社会における男女共同参画
3 男女が共に働きやすい環境づくり	1 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進
	2 就業への支援